

入札公告(電気工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊弘前駐屯地
第380会計隊弘前派遣隊長 中元 亮太

1 工事概要

- 工事名 : 空調機電源補修工事
- 工事場所: 陸上自衛隊弘前駐屯地
- 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
電気配線の入替
- 工期 : 令和4年3月31日(木)まで
- 現場説明会:実施しない(ただし、現場等を確認したい場合は、個別に対応する。)
- 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 防衛省における令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C
管	C

- (5) 東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (8) 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒036-8144 青森県弘前市大字原ケ平字山中18-117 陸上自衛隊弘前駐屯地 第380会計隊弘前派遣隊 契約班 担当 中元 TEL 0172-87-2111(内線345) FAX 0172-87-2111

②仕様書に関する問い合わせ先
〒036-8144 青森県弘前市大字原ケ平字山中18-117 陸上自衛隊弘前駐屯地 業務隊管理科営繕班 担当 山本 TEL 0172-87-2111(内線317)

(2) 入札説明書の交付期間等

- ア 交付期間：令和4年2月8日(火) から 令和4年2月17日(木) まで
(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 防衛省競争参加資格を有することを証明する資料の提出期限等

- ア 提出期限：令和4年2月17日(木)午後5時00分まで
イ 提出方法：3(1)①の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の受領期限等

- ア 受領期限：令和4年2月17日(木)午後5時00分まで
イ 提出方法：3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。

(5) 開札の日時及び場所

- ア 日時：令和4年2月18日(金)午後1時30分
イ 場所：弘前駐屯地隊員食堂

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 契約保証金:免除
ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限り、これを付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。また、落札者が「建設工事に係る入札契約心得等」に従って契約締結に応じない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 契約書作成の要否 :要
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。
- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (12) 支払条件(前金払)
落札金額の40%の範囲で申請(前金払保証会社の前金払保証請負を添付)することができる。ただし、契約金額が300万円未満の場合を除く。
- (13) 詳細は、入札説明書による。